

河川敷における逸脱行為としての勝手耕作が備える社会的機能

A study on the social function of Japanese Guerrilla Gardening “Katte-Kosaku” as a deviant act on riverbed

37-186170 村松 賢

In this study, “Katte-Kosaku (勝手耕作) (KK)” is defined as an act of cultivating flowers and vegetables on illegally occupied land without a legitimate permission in Japan. Its general characteristics can be pointed out through the comparison with Guerrilla Gardening (GG) that appears in the discussion of urban renewal in the West. Unlike GG, the value of KK in Japan is not recognized. This study aims to understand the social functions of KK as a deviant act on riverbed. As a result, it is deprived that KK has the function of improving the welfare of the socially vulnerable.

1. 背景

1. 1 問題意識

今日の日本社会において、道路・河川・公園などの公共用物を構成する土地を無断で占有する行為は、その公共用物の適正な占有のあり方を示す法令が事前に定められているために、大抵の場合「不法」な行為に該当し、「不法占有」となる。例えば河川の場合、高水敷などの河川区域内の土地を無断で私的に占有することは、河川区域の占有許可を定める河川法第 24 条に違反している。この河川区域における「不法占有」のうち、占有した土地で耕作活動が行われる例が報道や行政報告の中にしばしば確認されるが、それらは今日「不法耕作」と呼ばれる¹⁾。「不法耕作」は河川区域以外でも発生しうるが、河川敷におけるものがよく認知されている。

上記の通り、河川敷での「不法耕作」は現在の日本における成文法規範からの逸脱である。したがって法令に照らして規範的判断を下すと「不法耕作」は「社会にとって適正でない事象・状態」とされる。実際に現在の日本の河川管理行政では、「不法耕作」に対しては「是正」を目指した対応がとられるほか、報道でこの事象が取り上げられる際には否定的な調子を帯びることが多い。

一方で諸外国の都市運動に関する議論に目を向けると、公有の土地における無許可の園芸・耕作活動に対して公益性が認識され、肯定的な見方が共有されている状況がある。こうした活動や運動は「ゲリラ・ガーデニング (Guerrilla Gardening, 以下、GG という)」と呼ばれ、GG については草の根からの生活環境改善という側面や、フード・アクセスの向上といった側面が

公共的な価値として認知されている。また 1970 年代のニューヨークに生じた GG は、現在世界中に広がる「コミュニティ・ガーデン (Community Garden)」の基礎となったが、その成立と発展の過程には、近隣コミュニティや政治機構を含む自治体などの、事象を取り巻く社会集団による許容、承認、制度化といった各段階が含まれている。

日本の「不法耕作」の現状と GG の発展経緯を比較すると、私的主体による公有地の無断・勝手な占有と、そこでの植物の栽培という活動特性が共通している。一方で、周囲の社会から向けられる認識が「不法耕作」はもっぱら否定的であるのに対し、GG は肯定的という相違がある。このことから、予断を持たずに実態をみることで、日本の「不法耕作」についても社会的に肯定されうる側面が顕れる可能性がある。また日本の「不法耕作」に対する周囲の認識実態を明らかにし、事象が許容される条件について考察することで、「不法耕作」が社会的な価値や機能を備える場合に、その維持や発展に向けた策を検討することが可能になる。

1. 2 本研究で用いる概念の規定

勝手耕作：

「不法耕作」という呼称は事象に対する否定的認識を喚起するため、事象の肯定されうる側面や肯定的認識に注目する研究意図に照らし、「勝手花壇」に関する研究²⁾を参照して「不法耕作」ではなく「勝手耕作」と呼ぶものとする。

勝手耕作の社会的機能：

一般的に社会的機能とは、ある事象や制度が社会の存続に対して果たす有益な作用をさす³⁾。勝手耕作は合理的な選択のもとに行われており、

活動者は勝手耕作を通して何らかの便益を享受していると考えられるが、活動者の属性や便益を実在の個人から一般化することで勝手耕作の社会的機能が現れるものとする。一方で勝手耕作は社会規範からの逸脱であるため、その機能の発揮・維持の成否は周囲に肯定的認識を持たれるなどして「許容」されるかどうかの影響する。したがって勝手耕作の社会的機能を検討する際は、「周囲による許容」という側面も視野に含める必要がある。

1. 3 既往研究

勝手耕作に関する既往研究を概観する。否定的認識の存在を前提とする研究・報告として、管理者の立場からは正の対象として勝手耕作を捉えた報告 4)~6)があるほか、周囲が勝手耕作に対して否定的な認識を向ける状況に問題意識を持つ研究 7)がある。また逸脱的な土地利用において管理者と行為者の相互作用に注目した研究 8)~10)がある。また海外の GG について、例えばイギリスの GG 活動者の動機や目的を明らかにした研究がある 11)。しかし否定だけでなく肯定的な認識の存在を想定してそれに焦点を合わせ、また活動者や管理者だけでなく周囲も重要な調査対象に含めた研究は不足しており、本研究の試みには一定の意義がある。

1. 4 研究目的

本研究は、勝手耕作が備える社会的機能を考察するとともに、その機能が発揮および維持されるための必要な「周囲による許容」状態の形成に対する影響因子を明らかにすることを検討することを目的とする。

1. 5 研究対象

研究対象事例の選定にあたっては、比較的長期にわたる活動の継続と、周囲との相互作用の発生がみられることを重視した。記事閲覧などによる報道調査と空中写真の調査、予備的現地踏査に基づき、千葉県千葉市を流れる花見川(河川管理上の正式名称は印旛放水路)の河川敷において見られた勝手耕作を研究対象として選定した。この勝手耕作は 1960 年頃に始まり 2019 年現在まで継続しており、その間に位置や面積の変遷がおきている。また近年は批判的・否定的報道の対象になり、1999 年と 2017 年に管理者である千葉県により簡易代執行が行われた。本研究ではこの花見川における勝手耕作を「花見川勝手耕作」と称する。対象地域は千葉市花見川区内で、河口からおよそ 2km の位置にある瑞穂橋から、およそ 6km の位置にある花見川大



図 1 対象地の位置及び施設配置

橋までの区間である。この区間には武石町、瑞穂町、長作町、畑町、天戸町、犢橋町の五つの字がある。河川沿いの土地利用はおおむね農地とだが、全国的な状況と同じくこのあたりでも低未利用農地が広範囲に広がっている。

1. 6 研究手法と構成

第 2 章では花見川勝手耕作の歴史を空間と社会の両面から把握し、過去の花見川勝手耕作が

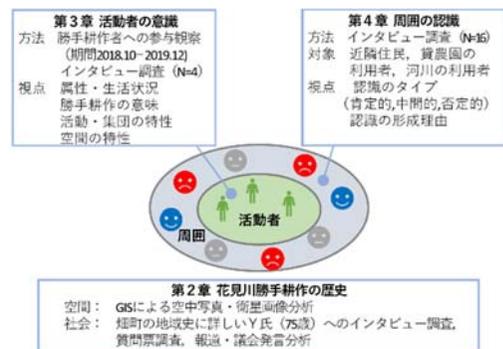


図 2 研究手法の概要

示した社会的機能を考察する。第 3 章では近年の活動者の意識を参与観察やインタビューから調査し、活動特性と今日的な勝手耕作の機能を明らかにするとともに、許容され得る側面も考察する。第 4 章では周囲へのインタビューを実施し、勝手耕作に向けられていた認識の実態を把握する。第 5 章では勝手耕作の社会的機能が

發揮・維持されるための方策を検討する。研究手法の概要を図2に示す。

2. 花見川勝手耕作の歴史

2.1 調査手法

空間的変遷についてはGISによる空中写真・衛星画像分析を行い、各時期の勝手耕作の面積と分布を把握した。

社会的変遷については近隣住民Y氏(77歳, 男性, 畑町在住)への半構造化インタビューを行い各時期の勝手耕作の様子や活動者、地域での出来事などを尋ねたほか、河川管理者への質問票調査と報道・議会記録の調査も併せて実施し、是正指導実態、クレーム実態、政治空間・メディア空間の言説を把握した。

2.2 空間的変遷

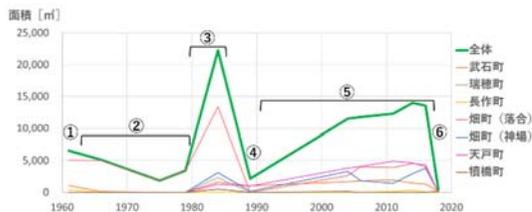


図3 花見川勝手耕作の面積の変遷

花見川勝手耕作の面積の変化を図2に示す。各時期における花見川勝手耕作の状況を述べる。まず1961年の空中写真で畑町を中心に勝手耕作の発生が確認(①)され、その後60~70年代に減少傾向を示した後、再び80年代前期:急増する(③)。そして1984年の写真で最大面積を記録したのち、1989年の畑町側河川敷への工事用道路敷設に伴い勝手耕作ほぼ一掃される(④)。しかし90年代以降再び増加し始め、畑町・天戸町・武石町を中心に拡大が進むが(⑤)、2017年に実施された代執行により、数か所を残して勝手耕作はほぼ一掃された(⑥)。

2.3 社会的変遷

図2中の時期①, ③の頃の状況を説明する。

時期① (1960年頃): 勝手耕作の発生

花見川は戦後の印旛沼干拓事業計画の中で疎水路として位置づけられ、1950年代から対象地付近では、農地改革による自作農増加の直後にもかかわらず川沿いの民有農地が農林省によって買収されていった。Y氏は当時の状況について以下のように述べている。

「(開削工事が行われる前の花見川沿いには)畑町の人たちの農地があったわけ。で、農林省が拡張するからって買い上げていったわけね。(拡



図4 勝手耕作発生の様式図

幅工事後)使われていないところが荒れていたから、これはうちの土地だって思うわけ。昔は俺んちの土地だと。そうすると、やっぱり実際は農林省に売ってしまったんだからいけないんだろうけど、使って耕作していた人も結構いた。」

すなわちこの当時、花見川の河川敷では拡幅工事後に水面とならずに残存した堤外地に対し、かつての農地所有者が耕作を実施していた(図4)。

時期③ (1980年代前期): 勝手耕作の急増

対象地付近では1968年に公団花見川団地が、1973年には公団さつきが丘団地の入居が始まる。団地開発等による転入住民の増加により、余暇活動としての菜園への需要が増加し、一部の人が河川敷を含む近隣農地への接触を果たしたと推測される。そうした動きが80年代にピークを迎えたと考えられる。Y氏は1984年の空中写真に対して以下のように述べた。

「畑町の人はずっとやってないね。新住民じゃないの。百姓の好きな人とかね。(中略)河川敷でない普通の畑でも、そういう人がいました。貸してくれませんかって探してた。空いてるところがあれば借りたいんだけどって。」

また団地に住み始めた「新住民」が菜園活動に熱心であったことを裏付ける報道が、1969年4月28日の朝日新聞千葉版に掲載されている。記事は花見川団地の一坪菜園を取り上げ、以下のように記している。



図5 一坪菜園の記事

「・・・二十日の場所割りのクジ引き当日には二百七区画全部がうまってしまった。(中略)団地住民から耕作希望者が続出し、現在、約百軒が「もっと畑を探して…」と自治会に申込んでいる。」

2.4 歴史に現れる勝手耕作の機能

時期①と③における勝手耕作の潜在的な機能を提示する。時期①の頃の勝手耕作は、政治的

な強制力によって生活様式の変化を余儀なくされる人（農家）が被る変化を緩和する働きを持っていたといえる。また時期③については、急激な人口増加によって相対的に不足した都市の自然的アメニティを補う働きを持っていたとみることができる。どちらの時期においても、勝手耕作の機能の現れ方には当時の社会背景が密接に関係している。

3. 勝手耕作の活動者の意識

3. 1 調査および分析方法

現地踏査の中で面談を得た、現在およびかつての勝手耕作の活動者4名に対し、半構造化インタビューを実施した。質問は大きく4項目に分かれ、概ね以下に示す順に質問した。インタビュー対象者の概要を表1に示す。

質問項目と質問の流れ：
 (1)来歴・生活→(2)活動開始の経緯・動機→(3)活動の内容・目的→(4)周囲との関係・相互の認識

分析は KJ 法を用いてオープンコーディングを実施した。分析の視点は以下の4点であり、得られたコードから活動者が勝手耕作から得ていた便益と活動の特性を考察した。

分析の視点：
 (1)属性・生活状況、(2)勝手耕作の意味、(3)活動・集団の特性、(4)空間の特性

表1 非構造化インタビュー対象者

	性別	年齢	出身地	居住地	活動歴（開始時期）
①	B氏 男性	77	石川県	花見川区長作町	約10年前、強制撤去
②	T氏 男性	77	千葉県千葉市	美浜区幕張町	20年、継続中
③	N氏 男性	62	千葉県木更津市	花見川区	数年前、強制撤去
④	K氏 男性	65	中国ハルビン	美浜区幕張町	5-6年前、強制撤去

3. 2 活動および活動者の実態

来歴・生活について分析したところ、活動者の属性として後期高齢者（①、②）、身体的ハンディキャップの保持（③）、民族的少数者（④）、低所得（③、④）が存在した。また活動開始の経緯・動機については、自給生活への関心（①）のほか、2名が先行活動者の存在による影響に言及した（③、④）。また活動目的は各自で異なったが、主導的な役割の遂行（①）、農作業が好き（②）、野菜の自家消費（③、④）、おすそわけなどの交流（③）が挙げられた。また中国系活動者の④だけが販売目的である旨を述べた。他の活動者への認識や周囲との関係を尋ねると、日本人活動者は作物を販売してはいけないと異口同音に述べた（①、②、③）。また関係性については中国系活動者は同胞とだけ、日本人活動者は

親しい活動者間だけの限られた関係性であるという発言がみられた（②、④）。ただし活動者④は日本人活動者1名との間に農作業を教わる関係を持っていた。

3. 3 勝手耕作活動の特性

分析の結果、近年の勝手耕作活動の特性をとって以下の5点が明らかになった。

- (1) 先行活動者による勧誘と手ほどき
先行活動者が勧誘、土地紹介、農業指導を実施していた。
- (2) 新規耕作が始めやすい物理的環境
勝手耕作が続く河川敷には、労力をかけずとも耕作を始められる環境が生まれていた。
- (3) 日本人活動者の規範「販売してはいけない」
日本人活動者は「野菜を販売してはいけない」という規範を共有し、それに従っていた。
- (4) 「販売してはいけない」規範の非共有
規範を共有しなかった中国系活動者は、活動規模の拡大と販売量の増加を志向した。
- (5) 指導や親密圏を中心とした交流・関係性
民族をこえて指導という特徴的な関係がみられる一方、関係が限定的であった可能性も示唆された。

以上から、勝手耕作活動には活動の継承や継続を支える特性が存在していたことが明らかになった（①、②、③）。

3. 4 活動者に焦点を合わせた際に現れる勝手耕作の社会的機能

各活動者をもつ属性（後期高齢者、低所得、身体的ハンディ、民族的少数者）は、今日の日本社会で社会的弱者として福祉政策上の優先度が高い対象である。また各活動者にとっての勝手耕作の手段の意味や、彼らが享受していた便益は以下の通りであった。

- ①：社会関係における役割・他者への貢献
- ②：生活上の張り合い・生きがい
- ③：コミュニケーションの場や居場所
- ④：金銭収入、同胞社会での役割

ここに示される便益を求めることは、今日「文化的に最低限度の生活」の実現のために十分許容される欲求である。したがって勝手耕作は社会的弱者とされる存在が、要求することが認められてしかるべき欲求を自動的に充足させるために行う行為、ならびにそれにより形成される事象であった。すなわち、勝手耕作は社会的弱者による自助的な生活福祉の向上活動として解釈され、ここに今日の勝手耕作が備える、社会的弱者の生活福祉の向上という機能が現れている。

4. 勝手耕作に対する周囲の認識

4. 1 調査および分析の手法

対象地周辺に住む住民、サイクリングロードや河川敷の利用者、対象地付近に存在する民有分区型貸農地の利用者に対してインフォーマルインタビューを実施した。質問は大きく2項目に分かれ、概ね以下に示す順に質問した。インタビュー対象者の概要を表2に示す。

質問項目と質問の流れ：

(1)勝手耕作の認知時期→(2)関係・情報・判断・意見

分析はKJ法を用いてオープンコーディングを実施した。分析では各インタビュー対象者の認識を「否定的認識／中間的認識／肯定的認識」の3タイプに分類し、その認識形成の理由やパターン、影響因子を考察した。

表2 インフォーマルインタビュー対象者

近隣住民 (7名)				貸農園の利用者 (5名)			河川空間の利用者 (4名)							
性別	年代	農家	居住地	居住歴	性別	年代	賃借地	賃借歴	性別	年代	利用方法			
①	男	60	〇	畑町	60年以上	⑧	男	70	畑機町	4年	⑬	男	70	河川清掃NPO
②	女	60	〇	畑町	数年	⑨	女	80	長作町	10年	⑭	男	60	釣り利用
③	男	40	〇	長作町	10年程度	⑩	男	70	畑機町	2年	⑮	男	60	ランニング
④	男	80	〇	天戸町	80年以上	⑪	男	60	畑機町	不明	⑯	男	60	サイクリング
⑤	男	70	〇	長作町	70年以上	⑫	女	60	長作町	6年				
⑥	男	70	〇	畑町	70年以上									
⑦	男	30	〇	武石町	不明									

4. 2 周囲の認識の実態

【否定的認識：6名】

否定的認識を持つ人は、勝手耕作活動から何らかの不利益を享受していると感じている場合と、作物を販売したり農地面積の拡大を志向したりする様子に道義的な反感を抱いている場合に大別された。具体的には、前者については生活空間の付近で見知らぬ集団が活動することへの危機感(⑥：近隣住民)や、自身の活動が勝手耕作と間違われることに対する不満(⑧：貸農園利用者)などがあった。また後者については以下のような発言があった。

「中国系の人たちが農地を広げてしまっていて、良くなかった。商売をしていた。違和感を覚えた。」(⑩：貸農園利用者)

「河川敷だけでなく、休耕田も侵されてきている」(⑫：貸農園利用者, ⑬：河川清掃NPO)

また報道に現れる態度や判断を内面化している対象者もいた。(③：近隣住民)

【中間的認識：7名】

今回の調査の中で中間的認識を持つ人は7名と最も多かった。認識形成のパターンとしては、「よく知らない」という声が多く聞かれ(①②⑦：近隣住民, ⑮：ランニング利用)、近接していても日常的な接触や意識に上る機会が少ないこと、あるいは関心が低いことなどが示唆され

た。もう一つのパターンとして、状況を認知しているが否定、肯定のどちらでもないというグループが存在した(④：近隣住民, ⑨：貸農園利用者, ⑭：釣り利用)。こうした人は利害関係がない等の理由から、規範的あるいは価値的な判断をしていないと推測された。

「別に憎たらしいとも思わなかったけど、親近感をもってたっていたというわけでもない」(④：近隣住民〔農家〕)

【肯定的認識：3名】

肯定的認識は最も少なかったが、活動者の立場に立った共感的な言説がみられた(⑪：貸農園利用者)ほか、勝手耕作が行われていた過去と現在の河川敷空間の状況を対比させ、以前のほうが整然としていたという理由から、肯定的な認識を持つ場合もあった(⑤：近隣住民, ⑯：サイクリング利用)

「あんなのちっとくらいやっただけかまわねえのに。うるせえ奴らだなと思ったよ。きれいにしてくれるなら一番いいよ」(⑤：近隣住民〔農家〕)

「たくましいよね。商売だろうからさ。詳しくは知らないんだけど。(中国系活動者は)言葉は少し通じる。そんなに変な連中じゃなかったと思う。」(⑪：貸農園利用者)

4. 3 勝手耕作の「許容」に対する影響因子

勝手耕作の周囲にはクレームの原因になる否定的認識ばかりが存在するわけではないことが明らかになった。また勝手耕作が自らに直接不利益をもたらすとみなされている場合は当然として、直接不利益をもたらさないと考えられていても、野菜の販売や拡大志向は道義的な反感を呼んだり、あるいは秩序維持の観点から否定的認識をもたれたりする可能性があることが示された。一方で勝手耕作の空間管理的な価値にもとづく肯定的認識が生れることも確認され、こちらは積極的な許容状態の形成につながりうるものである。

5. 検討：勝手耕作の社会的機能を発揮・維持させるための方策

勝手耕作の機能維持のためには、周囲からの許容状態を形成することが必要になり、そのためには大きく二つのアプローチが考えられる。一つは否定的認識を減少させることで、周囲と活動者のコミュニケーションの促進による不安や不平の緩和や、そこから周囲に配慮した自主規範を活動者がつくり、共有することが考えられる。また周囲も勝手耕作の許容されるべき側

面（弱者の存在や逸脱発生の環境決定論的な理由）を知ることで否定的な認識を持ちにくくなる。もう一つのアプローチは許容層（肯定的認識と中間的認識）を拡大することである。ここでも相互理解が必要となるが、活動者に対して述べると、自らの行為が持つ公益性を理解してそれを高めるよう努めたり、周囲の規範意識や秩序に配慮するという行動がありうる。

6. 結論

第2章から、花見川勝手耕作が各時代でその当時の社会情勢と密接な関係を持つ形で社会的機能を有していたことが明らかになった。また第3章では、近年の勝手耕作が社会的弱者の生活福祉向上という機能を持つことが示された。さらに当初は日本の勝手耕作においては機能認識がされにくいと思われた周囲に対する調査・観察からも、勝手耕作が環境向上機能を持つ行為・事象として認識されている実態があることが明らかになった。

また第5章では勝手耕作の社会的機能を維持するため、周囲による許容状態をより安定化させる方策を検討したが、これについては理想論となっているきらいがあるため、より現実を見据えた議論が必要である。

最後に、これまでの都市計画的な営みでは、逸脱行為に価値を認識して取り扱うことは限定的であった。生活実践への配慮はなされてきたが、逸脱の包摂まで図られた例は少ないと考えられる。本研究では勝手耕作という逸脱事象が社会的機能を持つことを描写したが、そこで意味があるのはその逸脱を周囲が許容するという構造や関係である。これはある社会で逸脱、すなわち「黒」であるとされる事象が、周囲から向けられる肯定的認識、すなわち「白」の作用により、「グレー」なものとして存在してその社会的機能を発揮し続けるということである。「黒」の潜在的機能だけでなく、「黒」を「グレー」にして安定化させる作用に対して、今後の都市計画の議論は一定の意味づけを行っていくことが望ましいと考えられる。

【謝辞】

本研究を進めるにあたり、現地でお話を聞かせいただいた方、耕作者の方、行政組織の方から本当に多くのご協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

【参考文献・資料】

1) 国土交通省(2002),「河川敷地における監督処分等の実態について」, 社会資本整備審議会河川分科会, 資料 2-5

<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shasei-shin/kasenbunkakai/bunkakai/13/pdf/siry02-5.pdf>

- 2) 長沼真美・上甫木昭春(2003),「神戸市の街路空間における沿道住民による「勝手花壇」の実態と住民意識に関する研究」, ランドスケープ研究, 66(5), 819-824
- 3) 友枝敏雄・浜日出夫・山田真茂留 編(2017)『社会学の力』有斐閣
- 4) 小熊英晃 (2014),「河川敷地における不法占用等に関する考察」, 平成 26 年度北陸地方整備局事業研究発表会, F/VII行政・法令実務, No.7
<<http://www.hrr.mlit.go.jp/library/happyoukai/h26/f/07.pdf>>
- 5) 西山寛亮・川西誠(2019),「大和川河川敷における不法耕作是正の取り組み事例(報告)」, 令和元年度近畿地方整備局研究発表会論文集, アカウンタビリティ・行政サービス部門, No.2
<<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/happyou/theses/2019/pdf06/aka-02.pdf>>
- 6) 佐藤麻子・金沢尚志(2014),「河川敷における不法耕作是正の事例について」, 平成 26 年度近畿地方整備局研究発表会 論文集, 行政サービス部門, No.6
<<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/happyou/theses/2014/pdf06/06.pdf>>
- 7) 菅豊 (2013),「現代的コモンズに内在する排他性の問題」, 大原社会問題研究所雑誌, 655, pp.19-32
- 8) 金菱清(2008),『生きられた法の社会学』, 新曜社
- 9) 本岡拓哉 (2015)「戦後,集団移住へ向けた河川敷居住者の連帯: 広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に」 社会科学 45(3), 25-53, 2015-11
- 10) 本岡拓哉 (2019)『「不法」なる空間に生きる ―占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史―』 大月書店
- 11) Hardman, M et al.(2017) "Guerrilla gardening and green activism: Rethinking the informal urban growing movement", Landscape and Urban Planning, 170, 6-14
- 12) 笠原卓・後藤春彦(2000),「都市内農地における共同耕作グループの実態に関する研究:参加者の個人史からみた東京都下の 3 グループを事例に」, 都市計画論文集 35, pp.643-648
- 13) 千葉日報オンライン「花見川で簡易代執行 河川敷に無許可の畑や小屋」 2017年3月8日付
<<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/392263>> 2019年1月5日アクセス
- 14) 国土交通省関東地方整備局(2017),「政策広報紙 関東の窓」通算第 131 号, 平成 29 年 6 月号
- 15) 赤川学 (2012)『社会問題の社会学』弘文堂
- 16) 宝月誠, 森田洋司 (2004)『逸脱研究入門』文化書房博文社
- 17) 原岡一馬 (1970)『態度変容の社会心理学』金子書

